

大阪ふれあいの水辺 利用の手引き

平成30年 8月改正

大阪府 府民文化部
都市魅力創造局 魅力づくり推進課

1 通常利用について

- 1 - 1 利用可能日・時間帯
- 1 - 2 注意事項

2 イベント等利用について

- 2 - 1 利用申込み
- 2 - 2 利用可能時間
- 2 - 3 利用手続きの流れ
 - 2 - 3 - 1 利用要件
 - 2 - 3 - 2 提出物・利用料金
 - 2 - 3 - 3 園路の利用
- 2 - 4 各種お問い合わせ先
- 2 - 5 イベント等開催にかかる遵守事項

3 利用可能範囲

1 通常利用について

大阪ふれあいの水辺は、毛馬桜之宮公園内にある一級河川大川の河川区域（河川敷）であり、誰もが自由に利用できることが原則です。ご利用にあたっては、本手引きに定める事項を守ってください。

※砂浜や水面を排他独占的に利用するイベント等を企画される（＝他の利用者の自由使用を妨げる可能性がある）場合には、必要に応じて次ページ以降の手続きをとっていただきます。

1 - 1 利用可能日・時間帯

年間を通じ、午前8時から午後6時まで（時間内有人警備）
（6～9月は午前8時から午後8時まで）

※災害やイベント、気象状況により、ご利用いただけない場合があります。

1 - 2 注意事項

大阪ふれあいの水辺は、お子さんからお年寄りまで、誰もが利用できる貴重な水辺空間です。ご利用にあたっては、以下の事項を守ってください。

- ・泥酔状態の方などの利用はご遠慮願います。
- ・凶器・爆発物その他、危険物は持ち込まないでください。
- ・小学校低学年以下のお子さんは保護者同伴の上ご利用ください。
- ・遊泳場ではありませんので、泳がないでください。
- ・大川の水位により砂浜が水没します。気象注意報※に注意し、警備員の指示に従ってください。
- ※大阪市にて高潮・津波注意報、洪水・暴風・高潮・津波警報が発表されたときや河川の水位が上昇した時は、利用を禁止します。
- ・自然の川の水ですので直接口に入らないようにしてください。また、遊んだあとは洗い場で手を洗いましょう。
- ・タバコの吸殻などのポイ捨てやごみ、物品等を放置せず、お持ち帰りください。
- ・自転車等は、指定された場所に駐輪等をしてください。
- ・周辺の皆様に迷惑がかかるので、夜間に騒がないでください。
- ・花火・たき火・バーベキュー等、火の使用はやめてください。
- ・車両の乗り入れや動力付き船舶の使用はやめてください。
- ・衛生面に鑑み、犬や猫などペット類(補助犬等は除く)を入れないでください。
- ・野球やゴルフ、釣り等、他人に危険を及ぼすことはやめてください。
- ・居住、座り込み等をしないでください。
- ・許可なく営業行為等をしてはいけません。
- ・その他、他人に迷惑を及ぼすことは、やめてください。
- ・施設等を損傷したときは、直ちに西大阪治水事務所（4ページ参照）にその旨を届け出てください。
- ・その他管理者が管理上必要と認める場合には、行為を制限することがあります。また、警備員、警察、公園管理者等の指導に従ってください。

2 イベント等利用について

砂浜や水面を排他独占的に利用するイベント等については、水辺がにぎわい、まちの活性化につながるもの、近隣町会等が主催するものに限定しています。

※イベント等とは不特定多数の方が参加できる催しで、開催日数が1週間を越えない程度のものをいいます。

公園内は一般利用者が多数おられ、また多くの住宅が近接する公共空間です。「2 - 5 イベント等開催にかかる遵守事項」を守り、安全面や環境面など、誰もが気持ちよく過ごせるよう十分配慮してください。

2 - 1 利用申込み

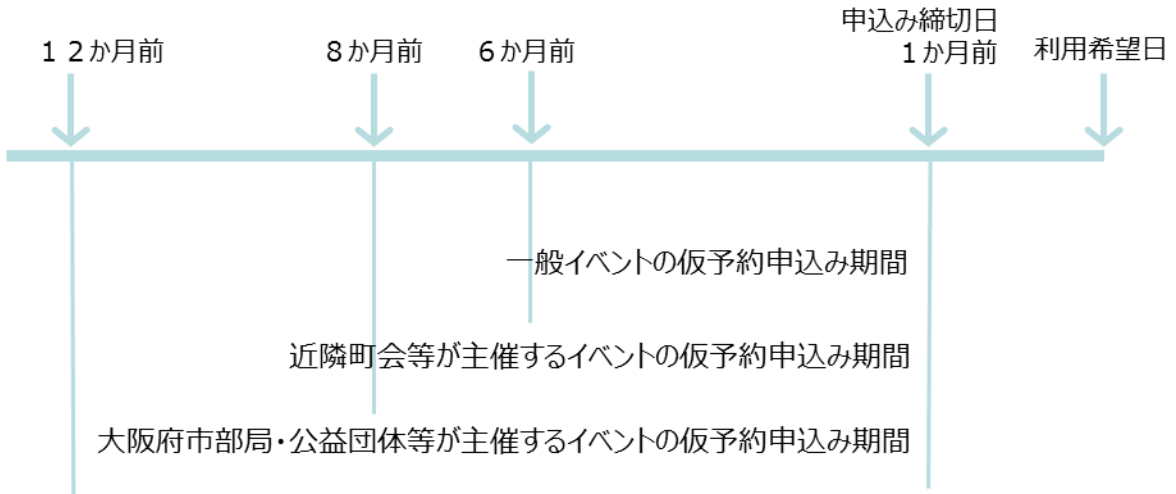
利用希望日の「6か月前から1か月前まで」の間、先着順で予約を受け付けます。

(魅力づくり推進課 電話：06-6210-9311 FAX：06-6615-6300
受付時間：平日午前9時から午後5時30分まで)

大阪府市部局・公益団体等は利用希望日の12か月前から、大阪ふれあいの水辺近隣の町会、商店会、地元まちづくり団体等は同8か月前から、それぞれ先着順で受付を行います。

この時点の予約受け付けは、利用を約束するものではありません。速やかに、イベント等の内容について魅力づくり推進課と協議を行ってください。

その後河川管理者である大阪府西大阪治水事務所と協議をしていただきますが、内容により、河川占用許可申請等の手続が必要となる場合があります。

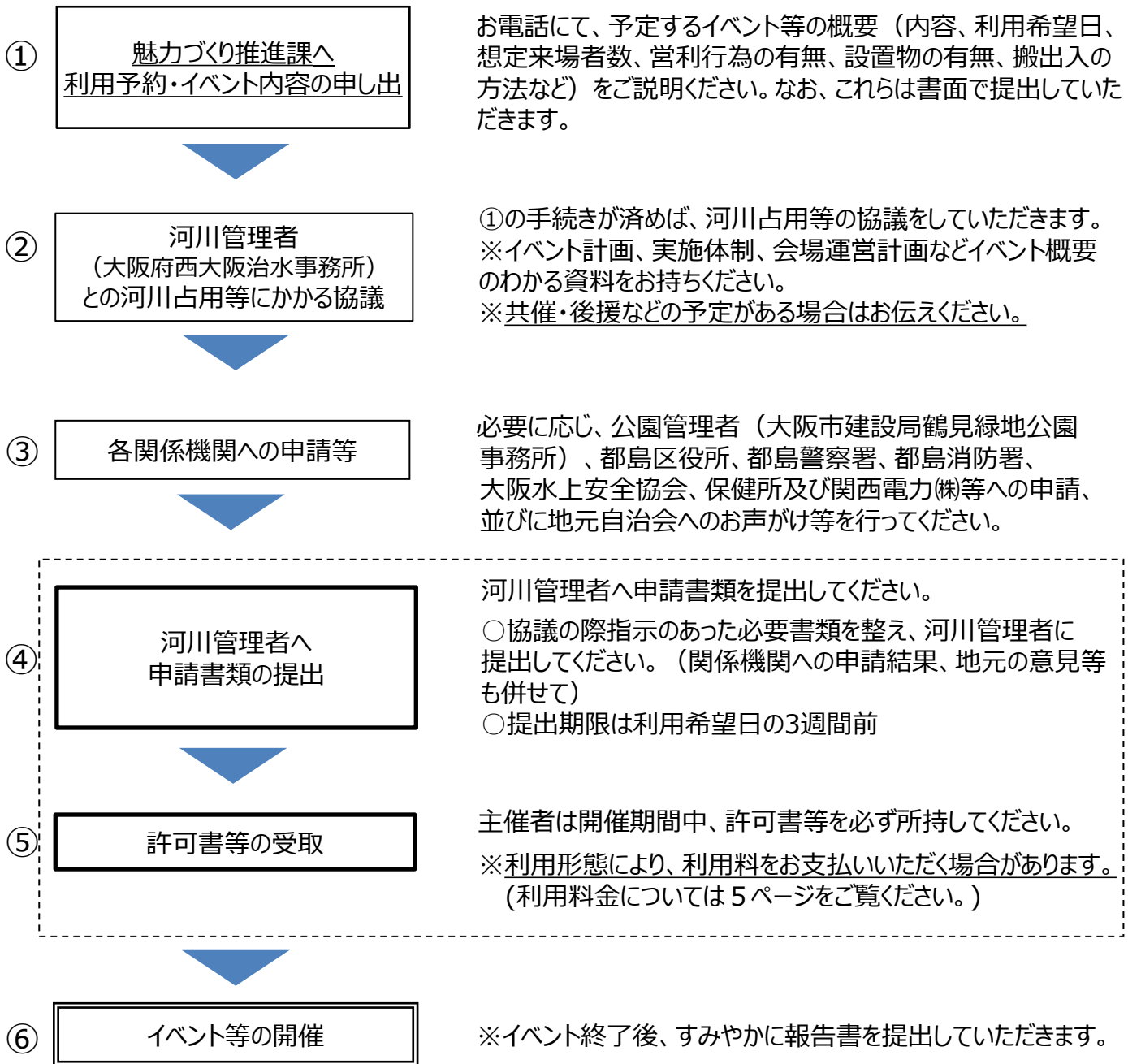


2 - 2 利用可能時間

午前8時から午後8時まで

但し、音響設備の使用は午前9時から午後8時まで

2 - 3 利用手続きの流れ



- ※ 参加者募集、イベントの告知（ポスター、チラシの作成）、HP等でのPRなどは許可書等を受取ってから行ってください。
- ※ 利用申込みにあたっては、募集、PR期間等を十分考慮し、余裕を持ってください。

2-3-1 利用要件

利用申込みを行うにあたり、イベント等が次の事項に合致しているかをよくご確認ください。

- ・主催者は、原則として公共的な団体若しくはこれに準ずるもの又は公益活動を行う民間団体であること。ただし、政治又は宗教にかかわる団体等ではないこと。
 - ・イベント等の内容が、大阪の都市魅力の向上（水辺のにぎわい、まちの活性化）に積極的に寄与するものであること。
 - ・府民が自由に参加できるものであること。ただし、限られた会員のみが参加するイベント等の場合、その効果が広く公益に資すると認められるものであること。
 - ・実施に際して、金品の寄附、援助又は事業参加等の強要の恐れがないこと。
 - ・大阪府暴力団排除条例第14条及び第15条の規定に違反しないこと。
 - ・営利を主たる目的とするものではないこと。
- ※その他、特に知事が認めたときは、利用を許可することがあります。

2-3-2 提出物・利用料金

<提出物>

イベント等で利用する際の河川管理者への申請等は次のとおりです。

※利用手続きに際し、民間団体の場合には公益的活動であると確認できる書類等が必要です。

※添付書類、部数は内容によって異なる場合がありますので、事前にお尋ねください。

（申請・届出先：大阪府西大阪治水事務所 電話：06-6541-7773

FAX：06-6541-9477

受付時間：平日午前9時から午後5時30分まで）

①一時占用許可申請（仮設工作物等を設置する場合）

河川法に基づく許可申請手続きです。申請の際、添付する図面等が必要になります。

添付する図面等は、内容によって技術協議等が必要な場合がありますので、事前に上記申請先にご確認ください。

②一時使用届（仮設工作物等を設置せず、1日程度で利用する場合）

イベント等の企画書、図面等を添えて届出書を提出してください。

（事前協議が必要な場合があります。）

＜利用料金＞

大阪ふれあいの水辺（河川区域）を利用する際、その利用内容により流水占用料が発生します。

※大阪府流水占用料等条例第2条関係別表第2より料金月額を算出

※日割り計算はできません。

（条例の規定により、1年未満の期間は月割計算になります。）

※下記は参考例です。

	橋梁、栈橋上屋その他 これらに類する物を設置 するもの 例) ステージ、テーブル	球技広場、運動場その他 これらに類する物を設置 するもの 例) スポーツ用コート	飲食店、売店その他 これらに類する物を設置 するもの 例) 飲食・物販ブース
①一時占用	約300円/月・㎡	約10円/月・㎡	約660円/月・㎡
②一時使用	利用料金は発生しません。		

2-3-3 園路の利用

搬出入や工事等のため、園路を車両で通行する場合には、園路通行許可が必要です。
なお、公園内は駐車できません。周辺駐車場等をご利用ください。

(申請先：鶴見緑地公園事務所 電話：06-6912-0650

FAX：06-6913-6804

受付時間：平日午前9時から午後5時30分まで)

2-4 各種お問い合わせ先

○利用の申込みやお問い合わせ全般に関すること

大阪府 府民文化部 都市魅力創造局 魅力づくり推進課 水と光のまち・にぎわいの森推進グループ

電話：06-6210-9311 (平日午前9時から午後5時30分まで)

FAX：06-6615-6300

〒559-8555

大阪市住之江区南港北1-14-16 大阪府咲洲庁舎(さきしまコスモタワー) 38階

○河川区域の利用手続(p.4 一時占用許可申請、一時使用届)に関すること

河川管理者：大阪府西大阪治水事務所 維持管理課 河川管理グループ

電話：06-6541-7773 (平日午前9時から午後5時30分まで)

FAX：06-6541-9477

〒550-0006

大阪市西区江之子島2丁目1-64

河川関係申請書類記入様式

大阪府トップ > ピピっとネットトップ > 申請・届出等のご案内 > 河川区域・河川保全区域内における行為の許可申請(河川法に係る申請)

(<http://www.pref.osaka.jp/annai/menkyo/detail.php?recid=2000>)

○公園区域の利用手続に関すること(園路の利用)

公園管理者：大阪市建設局 鶴見緑地公園事務所

電話：06-6912-0650 (平日午前9時から午後5時30分まで)

FAX：06-6913-6804

〒538-0036

大阪市鶴見区緑地公園2-163 花博記念公園鶴見緑地内

2-5 イベント等開催にかかる遵守事項

主催者は以下の事項を守って利用してください。これら事項に違反する場合、利用中止を命ずるとともに今後の利用をお断りする場合があります。

①安全対策について

- ・主催者はイベント等を実施するにあたり、安全対策を十分に行ってください。
- ・気象の変化や自然災害等、利用者の安全に関わる場合は、主催者の責任において中止または中断を判断し、適切な措置を講じてください。なお、この措置に伴う一切の責任は主催者が負うものとします。

②廃棄物処理について

- ・イベント開催中及び設営・撤去時等に、会場及びその周辺で発生した廃棄物等は全て主催者が責任をもって処分してください。

③設置物、掲出物など

- ・砂浜は、地盤が不安定ですので、のぼり、パラソル、チェアなどの物品、及びステージ等の仮設物等の設置にあたっては、必要な対策を講じ、安定するよう設置してください。
- ・強風が吹く場合がありますので、風で飛ばされないよう固定するなど注意してください。
- ・看板・ポスターなどの掲出にあたっては、事前に関係者と協議してください。
- ・広告物などを掲出する場合は、事前に関係者及び関係機関と協議してください。
- ・河川構造物・柵・看板などへの糊付け、張り紙、釘打ちなどは原則禁止します。希望する場合、原状回復について、あらかじめ河川管理者と協議して了解を得てください。

④毛馬桜之宮公園の園路について

- ・一般通行人および管理用車両の通行の妨げにならないよう、関係車両の駐停車や、イベント等参加・観覧者が駐輪されないよう対策を講じてください。また、雑踏が発生する場合などは、警備員等を適切に配置し、通行人の安全対策を講じてください。
- ・公園内は駐車できません。周辺駐車場等をご利用ください。

⑤騒音について

- ・イベント開催中及び設営・撤去時等、騒音が発生する場合には対策を講じてください。音量は近隣の迷惑にならない程度とし、音響設備の使用は、午前9時から午後8時までとします。

⑥水面の利用について

- ・ライフジャケットを着用するほか警備員等を配置し、講習を行うなど十分な安全対策をしてください。

なお、この利用条件等は予告なく変更する場合があります。

3 利用可能範囲（赤枠内）

